平成２８年（フ）第１０８号
佐賀県伊万里市東山代町大久保3932番地４、住民票上の住所長崎県佐世保市須佐町５番５号
債務者　山浦　浩二
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１３５号
長崎県長崎市宿町214番地　宿町アパート４棟306号
債務者　長田　雅之
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
大分市横田２丁目４番３号（グレイス壱番館105）
債務者　秋吉　　明
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１８１号
宮崎県西都市大字穂北90番地４、前住所宮崎県西都市大字尾八重1499番地９
債務者　片桐　幸夫
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３８号
宮崎県都城市松元町20号７番地
債務者　田口　貴大
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１５６号
千葉県佐倉市鏑木町208番地３　レジデンス佐倉201号
債務者　小田　友一
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１６３号
千葉県佐倉市上座668番地８
債務者　鈴木　信男
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１４号
熊本県宇城市松橋町曲野849番地２
債務者　木村　冨美
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１８２号
福岡市博多区美野島３丁目14番３－301号、旧住所大分市大字荏隈708番地の７
破産者　橋本　伸二
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３６号
福岡県春日市光町２丁目118番地
破産者　佐伯　　浩
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９７号
福岡市西区十郎川団地６番502号
破産者　野田　逸男
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９９号
福岡市早良区昭代３－４－33　トレンチーノ201、住民票上の住所福岡市早良区高取１丁目19番18号
破産者　堺　　雅人
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３４号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目６番13号　トラッドハイツ　102号
破産者　田中　祐子（旧姓中井）
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５２号
福岡県大野城市上大利２丁目10番16号　スカイフィールド六番館102号、前住所福岡県春日市弥生３丁目25番地　ロマネスク春日弥生601号
破産者　長　　直行
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５８９号
福岡市城南区南片江１丁目27番５－101号
破産者　西　　晃宏
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１５号
福岡市博多区寿町３丁目４－16－502、住民票上の住所福岡県大野城市大字牛頸426番地５クレストハイツⅡ棟203号
破産者　野中　勝徳
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県福津市西福間２丁目13番13号　ＣＢ福津フェリーチェ105号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡久山町大字久原3549番地68
破産者　藤　りえ子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部